

令和6年度 集団指導資料

八街市指定居宅介護支援事業所

八街市指定地域密着型サービス事業所

八街市介護予防・日常生活支援総合事業

目次

1. 制度等に係る変更等の情報提供について

- (1) 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表【全サービス共通】
- (2) 指定更新、変更等の届出について【全サービス共通】
- (3) 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定について【居宅介護支援】

2. その他

- (1) 介護事業所様からの質問に対する回答
-

1. 制度等に係る変更等の情報提供について

(1) 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表【全サービス共通】

令和6年度より経営情報の報告・公表のための新たな2つの制度(下記のア、イ)が始まりました。

ア. 介護サービス事業者の経営情報データベース

介護サービス事業者経営情報を都道府県知事への報告が2024年から義務化されました。原則として全ての介護サービス事業者が対象となります。(居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外)

ただし、事業者が有する事業所又は施設のすべてが以下の基準に該当する介護サービス事業者は対象外となります。

- ・当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の者
- ・災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

詳細は千葉県のホームページを参照して下さい。

- ・千葉県のホームページ「介護サービス事業者経営情報の報告」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/kaigokeiei.html>

- ・介護保険最新情報も参照して下さい。

Vol 1 3 3 6、1 3 3 0、1 3 2 5、1 3 1 9、1 3 0 5、1 2 9 8、1 2 9

7

参考条文：介護保険法第 1 1 5 条の 4 4 の 2

介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

イ．介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度で財務状況の分かる書類の報告が義務化されました。

令和 6 年度に追加された変更点

- ・「運営情報」欄に、財務諸表を掲載する項目が追加されました。

財務三表（損益計算書、キャッシュフロー計算書、バランスシート）を PDF または CSV 形式でアップロード可能ですので、忘れずに掲載願います。

- ・「事業所の特色」欄に、**運営規程の概要等の重要事項を掲載可能となりました。**令和 7 年度より、重要事項等の情報を原則としてウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム）に掲載することが**義務化されます**ので、ご注意ください。

詳細は千葉県のホームページを参照して下さい。

- ・千葉県のホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/top-page.html>

- ・介護保険最新情報も参照して下さい。

Vol 1 3 3 3、1 2 9 7

参考条文：介護保険法第 1 1 5 条の 3 5

介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下

「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(2) 指定更新、変更等の届出について【全サービス共通】

ア 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について

厚生労働省は、介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公開システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現する「電子申請届出システム」の運用を開始しました。令和8年3月31日までにすべての地方公共団体において本システムが導入され、本システムの使用が基本、原則化されます。

八街市においても、令和7年4月1日より、電子申請届出システムによる受付を開始します。

※電子申請届出システムが利用できない「やむを得ない事情」がある場合について、従来通り、対面、電子メールまたは郵送による申請も受け付けます。

- ・厚生労働省「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ・八街市のホームページ「電子申請届出システム」

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/13/50147.html>

(3) 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定について【居宅介護支援】

ア 令和6年度の介護保険法の改正により令和6年4月1日より居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者としての指定を受けられるようになりました。

参考：居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受ける場合の基準

- ・事業所ごとに1以上の必要な員数の介護支援専門員を置くこと。
- ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置くこと。
- ・居宅介護支援事業所の指定を受けていること

既に居宅介護支援事業所の指定を受けている場合、介護予防支援の指定を受ける際は下記の書類の提出を高齢者福祉課までお願いいたします。

- ・ 指定申請書（別紙様式第二号（一））
- ・ 付表第二号（十二）
- ・ 居宅介護支援事業所の指定通知書

2. その他

（１）本年度、介護事業所様からあった質問をまとめました。

【居宅介護支援】

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

【訪問看護】

Q. 連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問看護を併用する場合の注意事項は何かありますか？

A. 注意事項として、連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問看護の連携については、訪問看護事業所で訪問看護を２４時間行うことができる体制を整えている事業所としての、①緊急時訪問看護加算の届出、②訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出を千葉県に行っている必要があります。

また、訪問看護の介護報酬については、ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合の介護給付費単位数サービスコードがありますので、そのサービスコードで請求を行って頂きますようお願いいたします。（別紙１参照）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携時の訪問看護の報酬の考え方については、老企第３６号第２の４（５）を参照して頂きますようお願いいたします。（６ページ目参照）

【小規模多機能型居宅介護】

Q. 小規模多機能型居宅介護の利用者が訪問入浴介護を利用することが可能なのでしょうか？

A. 令和３年度の介護報酬改定で看取り等で多機能系サービスへの通いが困難となった状態が不安定な利用者を対象として訪問入浴介護のサービスを多機能系サービス事業者の負担の下で提供することは差し支えないこととされました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000750362.pdf>

（令和３年度の介護報酬改定で法改正がありました。２１ページ目に記載があります）

多機能系の利用者の訪問入浴介護サービス費は多機能系サービス事業者様の負担となります。介護保険を利用して訪問入浴介護を行うわけではないため、訪問入浴介護の給付管理を行う必要はありません。ただし、小規模多機能型居宅介護計画書、サービス担当者会議やサービス利用記録などには訪問入浴介護の利用についての記録を残して下さい。

【居宅介護支援、地域密着型サービス】

Q. 事業所で行った介護保険制度等の研修資料（参加者等の記録含む）は過去、何年間まで保管しておけば良いのでしょうか？処分して良いかの判断が分からずに過去の研修資料の保管に苦慮しています。

A. 市の運営指導時には直近年度（運営指導のタイミングにより、年度の途中で研修が未実施であれば、実施したことを確認するために前年度）の研修資料を確認します。よって、運営指導時は前年度までのものが手元にあれば問題ありません。

しかし、運営指導時に研修資料が確認できない場合、介護報酬の減算となる可能性があります。減算となった場合は、介護報酬の返還請求権の消滅時効が5年であることから過去5年間分の介護報酬の減算を求めることもあります。

研修記録を証明し、介護報酬の減算を防ぐためにも、過去5年間分の研修資料は保管して頂けますようお願いいたします。

（例：令和7年度中（令和7年4月～令和8年3月）は令和2年度（令和2年4月～）からの資料の保管をお願いいたします）

(参考) 訪問看護の報酬の考え方

老企第36号第2の4 (5)

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携については、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け出をしていることが必要である。

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬は月額定額報酬であるが、次のような場合には次のような取扱いとする。

(一) 月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合には、利用期間(訪問看護の利用を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終了した日まで)に対応した単位数を算定する(以下4〔訪問看護の規程〕において「日割り計算」という。)こととする。

(二) 月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合は、その期間について日割り計算により算定する。

(三) 月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更になった場合は日割り計算により算定する。

(四) 月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態(利用者等告示第四号を参照のこと。)となった場合は、その状態にある期間について日割り計算により算定する。

介護給付費単位数等サービスコード表
(令和6年6月・8月施行版)

介護サービス

I 居宅サービスコード	
1 訪問介護サービスコード表	1
2 訪問入浴介護サービスコード表	62
3 訪問看護サービスコード表	63
4 訪問リハビリテーションサービスコード表	73
5 居宅療養管理指導サービスコード表	74
6 通所介護サービスコード表	75
7 通所リハビリテーションサービスコード表	88
8 短期入所生活介護サービスコード表	115
9 短期入所療養介護サービスコード表	
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護	130
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護	153
ハ 診療所における短期入所療養介護	188
ホ 介護医療院における短期入所療養介護費	195
10 特定施設入居者生活介護サービスコード表	229
11 福祉用具貸与サービスコード表	244
II 居宅介護支援サービスコード	
居宅介護支援サービスコード表	245
III 施設サービスコード	
1 介護福祉施設サービスコード表	252
2 介護保健施設サービスコード表	266
3 介護医療院サービス	292
IV 特定入所者介護サービス費サービスコード	325

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
13	3111	定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合				2,961	1月につき
13	3115	定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	要介護5の者の場合	+	800 単位	3,761	
13	3113	定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	要介護5の者の場合	+	800 単位	2,902	
13	3117	定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	要介護5の者の場合	+	800 単位	3,702	
13	C201	訪問看護高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	30 単位減算		-30	
13	4111	訪問看護同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			
13	4112	訪問看護同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
13	8000	特別地域訪問看護加算1	特別地域訪問看護加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算			1回につき
13	8001	特別地域訪問看護加算2	特別地域訪問看護加算	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算			1月につき
13	8100	訪問看護小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算			1回につき
13	8101	訪問看護小規模事業所加算2	中山間地域等における小規模事業所加算	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算			1月につき
13	8110	訪問看護中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算			1回につき
13	8111	訪問看護中山間地域等提供加算2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算			1月につき
13	3001	緊急時訪問看護加算Ⅰ	緊急時訪問看護加算Ⅰ	指定訪問看護ステーション	600 単位加算		600	
13	3002	緊急時訪問看護加算Ⅱ	緊急時訪問看護加算Ⅱ	医療機関	325 単位加算		325	
13	3100	緊急時訪問看護加算Ⅰ	緊急時訪問看護加算Ⅰ	指定訪問看護ステーション	574 単位加算		574	
13	3200	緊急時訪問看護加算Ⅱ	緊急時訪問看護加算Ⅱ	医療機関	315 単位加算		315	
13	4000	訪問看護特別管理加算Ⅰ	特別管理加算	特別管理加算(Ⅰ)	500 単位加算		500	
13	4001	訪問看護特別管理加算Ⅱ	特別管理加算	特別管理加算(Ⅱ)	250 単位加算		250	
13	4025	訪問看護専門管理加算1	専門管理加算	緩和ケア等に係る研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	250 単位加算		250	月1回限度
13	4026	訪問看護専門管理加算2	専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	250 単位加算		250	
13	7000	訪問看護ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	2,500 単位加算		2,500	死亡月につき
13	4021	訪問看護遠隔死亡診断補助加算	遠隔死亡診断補助加算		150 単位加算		150	
13	4100	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算		97 単位減算		-97	1日につき
13	4024	訪問看護訪問回数超過等減算	理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合の減算		8 単位減算		-8	1回につき
13	4023	訪問看護初回加算Ⅰ	二 初回加算	(1) 初回加算(Ⅰ)	350 単位加算		350	1月につき
13	4002	訪問看護初回加算Ⅱ	二 初回加算	(2) 初回加算(Ⅱ)	300 単位加算		300	
13	4003	訪問看護退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600 単位加算		600	1回につき
13	4004	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250 単位加算		250	1月につき
13	4010	訪問看護体制強化加算Ⅰ	ト 看護体制強化加算	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)	550 単位加算		550	
13	4005	訪問看護体制強化加算Ⅱ	イ及びロを算定する場合のみ算定	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	
13	6192	訪問看護口腔嚥下機能強化加算	チ 口腔嚥下機能強化加算		50 単位加算		50	月1回限度
13	6103	訪問看護サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位加算	6	1回につき
13	6101	訪問看護サービス提供体制強化加算Ⅱ	リ サービス提供体制強化加算	(2)ハを算定する場合	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3 単位加算	3	
13	6104	訪問看護サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	50 単位加算	50	1月につき
13	6102	訪問看護サービス提供体制強化加算Ⅱ	リ サービス提供体制強化加算	(2)ハを算定する場合	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	25 単位加算	25	

登録期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							日割計算の 場合	1日につき	
13	3112	定期巡回訪者・日割	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 2,981 単位	准看護師による訪問が1回でもある場合 × 98%	要介護5の者の場合		+	800 単位		97
13	3116	定期巡回訪者・介護・日割					+	800 単位		124
13	3114	定期巡回訪者・准・日割					+	800 単位		95
13	3118	定期巡回訪者・准・介護・日割					+	800 単位		122
13	C202	訪問看護高齢者虐待防止未実施減算・日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	30 単位減算			-1		
13	8002	特別地域訪問看護加算2日割	特別地域訪問看護加算	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算					
13	8102	訪問看護小規模事業所加算2日割	中山間地域等における小規模事業所加算	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算					
13	8112	訪問看護中山間地域等加算2日割	中山間地域等に居住する者へのサービスの提供加算	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算					